

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2025年8月4日

【会社名】 シノプシス・インク
(Synopsys, Inc.)

【代表者の役職氏名】 副社長兼アソシエイト・ゼネラル・カウンセル
デレク・Y・チェン
(Derek Y. Chien, Vice President, Associate General Counsel)

【本店の所在の場所】 アメリカ合衆国 94085 カリフォルニア州
サニーバール、アルマナー・アベニュー675
(675 Almanor Ave. Sunnyvale, CA 94085, U.S.A.)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 松 添 聖 史

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 03-6271-9900

【事務連絡者氏名】 弁護士 渡 邊 大 貴

【連絡場所】 東京都港区六本木一丁目9番10号
アークヒルズ仙石山森タワー28F
ベーカー&マッケンジー法律事務所（外国法共同事業）

【電話番号】 03-6271-9900

【縦覧に供する場所】 なし

1. 別段の記載がある場合を除き、本書に記載の「米ドル」及び「ドル」はアメリカ合衆国ドルを指す。本書において便宜上記載されている日本円への換算は、別段の記載がある場合を除き、1米ドル=146.50円の換算率（2025年7月24日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場仲値）により換算されている。
2. 本書において、文脈上別段の指示がある場合を除き、「当社」、「シノプシス・インク」、又は「シノプシス」とは、文脈に応じてシノプシス・インク又はシノプシス・インク及びその子会社を指す。

1 【提出理由】

2025年8月1日、シノプシス・インク（以下「当社」という。）は、シノプシス・インク従業員ストック・パーチェス・プラン（以下「本プラン」という。）に基づき、当社の日本における間接子会社の適格従業員（以下「日本における適格従業員」という。）並びに当社及び日本国外の当社の関連会社に所属する適格従業員（以下「日本国外の適格従業員」という。）を対象とした、当社普通株式を目的とする新株予約権証券（以下「本新株予約権」という。）の募集を開始した。本プランは、2025年1月24日開催の当社取締役会（以下「取締役会」という。）の承認により修正され、2025年4月10日開催の当社年次株主総会で承認された。このため、当社は金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項、第19条第2項第2号の2及び第19条第2項第1号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものである。

（注）別段の記載がある場合を除き、本臨時報告書において定義されずに使用されている用語については、本プランにおけるのと同様の意味を有するものとする。

2 【報告内容】

(I)企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2に基づく報告

(1) 有価証券の種類及び銘柄

シノプシス・インク新株予約権証券。当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

(a)当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

本新株予約権は、本プランに基づき、各購入期間内において自己の報酬の最大15%を給与控除により株式購入資金として拠出し、(i)募集日における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%（若しくは適用される募集文書により指定されるより高い割合）に相当する金額である購入価格により、当社普通株式を購入することができる権利である。各購入期間あたりの拠出金額の上限は一人あたり10,000米ドルである。最終的な購入価格は、購入日まで明らかにはない。

したがって、当社株式の時価が下落した場合には、本新株予約権の行使時の払込金額も下落し、その結果、本新株予約権の行使によりプラン参加者が取得することとなる普通株式数は増加する。但し、拠出金の額は予め定められた金額による為、株価の下落によって変動することはない。

本プランにおいては、各購入期間におけるプラン参加者の拠出金累計額を、(i)募集日における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%（若しくは適用される募集文書により指定されるより高い割合）に相当する金額である購入価格で除することにより、新株予約権の目的となる株式の数が決定される。但し、上記の通り、拠出金の額は予め定められた金額による為、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額は株価によって変動することはない。

本プランに基づき付与される本新株予約権は、当社及び1社以上の当社の関連会社の従業員に対し、当社普通株式の購入を通じて、当社の所有持分を取得する機会を提供することを目的としたものである。適格従業員による参加は任意であり、新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額は、各プラン参加者が自己の報酬の15%を上限とした給与控除を通じて拠出した金額（但し各購入期間あたりの拠出金累計額は一人あたり10,000米ドルを超過しないものとする。）により決まるため、上記の払込金額について下限は定められていない。

さらに、本プランに基づき発行可能な普通株式総数は59,900,000株を超えないものとする。さらに、各プラン参加者は、本プランに基づき付与される本新株予約権と、当社及び関連会社の全ての従業員ストック・パーチェス・プランに基づき付与されたその他の権利と併せ、これらの権利が有効である各暦年毎に、当社又は関連会社の株式の公正市場価格（公正市場価格は、かかる権利の付与時に、また本プ

ランについては、各募集日現在に決定される。)による25,000ドルを超える割合により発生する株式を購入する権利を有することとならない限りにおいて、かかる本新株予約権の付与を受けることができる。

各プラン参加者の新株予約権の目的となる普通株式は、必要な場合は米ドルへ換算後、購入期間の最後の米国の営業日に、プラン参加者のために自動的に購入される。

しかしながら、取締役会は、発行済の本新株予約権を全て終了させる選択をいつでも行うことができる。本プランが終了した場合、取締役会はまた、直ちに又は次回の購入日における株式の購入完了時のいずれかに、本新株予約権を終了する選択、又は本新株予約権がその諸条件に従い満了する(及びかかる満了日までの継続参加)ことを許容する選択を行うことができる。本新株予約権が満了前に終了した場合、株式購入に使用されていない本プランへの拠出金は、(適用ある法律により要求される場合を除き)利子が付されることなく全額が運営上実行可能な限り速やかにプラン参加者に返金されるものとする。

さらに、以下の場合、本新株予約権は消滅し、これにより本新株予約権が行使されない可能性がある。

- ・ プラン参加者が購入期間中、プランから脱退した場合
- ・ 付与されている本新株予約権が有効である間に、プラン参加者が従業員でなくなった場合

株式配当、株式分割、株式併合又は対価の受領なく1つのクラスとしての発行済普通株式に影響を与えるその他の変更により、当社の発行済普通株式になんらかの変更がなされた場合、取締役会によって、()本プランの有効期間にわたり発行可能な株式のクラス及び最大株式数、()募集に基づき購入可能な最大株式数に対する募集における株式制限、並びに()本プランに基づき未行使である時点での各新株予約権の対象となる普通株式のクラス及び株式数並びに1株当たり価格について、適切な調整がなされる。

(b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債等の発行により資金の調達をしようとする理由

本プランは、当社及び1社以上の当社の関連会社の適格従業員に対し、当社の普通株式の購入を通じて、当社の財産持分を取得する機会を提供するために導入された。適格従業員に対して本プランに基づく本新株予約権を付与し、当社の財産持分を取得する機会を提供することにより、プラン参加者が、会社の将来の成功と繁栄に貢献するインセンティブを有することが期待され、また同時に、当社の発展に必要不可欠な競争力ある人材の獲得・維持が期待できる。これにより、当社の既存株主は本プランに基づく本新株予約権の付与による利益を享受することが可能である。取締役会は、募集期間中の購入日にプラン参加者が購入することのできる普通株式の上限数を定めることができる。本プランに基づき発行可能な合計株式数及びかかる株式数の増加は、当社の株主による承認を受けなければならない。

(c) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

該当事項なし

(d) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

下記(2)-()「新株予約権の行使の条件」を参照のこと。

(e) 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

(f) 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容

該当事項なし

(g) その他投資者の保護を図るため必要な事項

該当事項なし

(2) 新株予約権の内容等

(i) 発行数

6,271個(見込数。発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

(注) プラン参加者は、本新株予約権を行使する購入日において、適用購入期間中に給与控除を通じて株式購入のために拠出した資金によって、購入価格((i)募集日における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%(若しくは適用される募集文書により指定されるより高い割合)に相当する金額)により、当社普通株式を購入することができる。したがって、各プラン参加者が購入することのできる株式数は、同金額の決定後でなければ算出できないため、本募集時点においては、本新株予約権の目的となる株式の総数は確定しない。そこで、便宜上、適用ある購入期間における日本における適格従業員による最大拠出金累計見込額(本募集の対象となる日本における適格従業員全員が本プランに参加し、かつプラン参加者全員が各購入期間あたりの最大購入限度額である10,000米ドルを拠出したと仮定した場合の金額)3,250,000米ドル(476,125,000円)を、2025年7月24日のNasdaqにおける当社普通株式の終値609.68米ドル(89,318円)の85%の価格(518.23米ドル(75,920円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる当社普通株式の最大見込数を算定し、これを本新株予約権の目的となる株式の見込数とした。

() 発行価格

0米ドル(0円)

() 発行価額の総額

0米ドル(0円)

() 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

シノプシス・インク記名式額面普通株式(額面金額0.01米ドル(1円))

(注) 本新株予約権の行使により発行される普通株式は、新規発行株式又は自己株式を使用する予定である。

(注) 株式配当、株式分割、株式併合又は対価の受領なく1クラスとしての発行済普通株式に影響を与えるその他の変更の事由により、当社の発行済普通株式になんらかの変更がなされた場合、取締役会によって、(i)本プランの有効期間にわたり発行可能な株式のクラス及び最大株式数、(ii)募集に基づき購入可能な最大株式数に対する募集における制限、並びに(iii)本プランに基づき行使可能な時点における各本新株予約権の対象となる普通株式のクラス及び株式数、並びに1株当たりの価格について適切な調整がなされる。

2 株式の内容

配当権：優先株式に適用される優先的配当権に従うことを条件として、普通株式保有者は取締役会が随時宣言する配当を受領する権限を有するものとする。

清算権：当社の任意若しくは強制清算、解散又は企業閉鎖の場合、優先株主に分配される優先的金額を全額分配した後、普通株式の株主は、その保有する普通株式数の割合に応じて、株主に対し分配可能な当社の残存資産の全てを受領する権限を有するものとする。

償 還：普通株式は償還不能である。

議決権：議決権を有する各普通株式の株主は、当社の全ての株主総会における全議案について、議決権を有するものとし、かかる総会において議決権を有する普通株式1株につき1議決権を有するものとする。

3 本新株予約権の目的となる株式の数

本新株予約権1個当たり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：6,271株(見込数)

(注1) 株式配当、株式分割、株式併合又は対価の受領なく1クラスとしての発行済普通株式に影響を与えるその他の変更の事由により、当社の発行済普通株式になんらかの変更がなされた場合、取締役会によって、(i)本プランの有効期間にわたり発行可能な株式のクラス及び最大株式数、(ii)募集に基づき購入可能な最大株式数に対する募集における制限、並びに(iii)本プランに基づき行使可能な時点における各本新株予約権の対象となる普通株式のクラス及び株式数、並びに1株当たりの価格について適切な調整がなされる。

(注2) プラン参加者は、本新株予約権を行使する購入日において、適用購入期間中に給与控除を通じて株式購入のために拠出した資金によって、購入価格((i)募集日における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%(若しくは適用される募集文書により指定されるより高い割合)に相当する金額)により、当社普通株式を購入することができる。したがって、各プラン参加者が購入することのできる株式数は、同金額の決定後でなければ算出できないため、本募集時点においては、本新株予約権の目的となる株式の総数は確定しない。そこで、便宜上、適用ある購入期間における日本における適格従業員による最大拠出金累計見込額(本募集の対象となる日本における適格従業員全員が本プランに参加し、かつプラン参加者全員が各購入期間あたりの最大購入限度額である10,000米ドルを拠出したと仮定した場合の金額)3,250,000米ドル(476,125,000円)を、2025年7月24日のNasdaqにおける当社普通株式の終値609.68米ドル(89,318円)の85%の価格(518.23米ドル(75,920円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる当社普通株式の最大見込数を算定し、これを本新株予約権の目的となる株式の見込数とした。

() 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個当たり518.23米ドル(75,920円)(見込額)

(注) 上記「新株予約権の行使時の払込金額」は未定である(上記(iv)-3-(注2)参照)。そこで、便宜上、2025年7月24日現在のNASDAQにおける当社普通株式の終値(609.68米ドル(89,318円))の85%の価格(518.23米ドル(75,920円))とした。

本新株予約権の行使時の払込金額の総額

3,250,000米ドル(476,125,000円)(見込額)

(注) 上記の通り、拠出額は未定のため、便宜上、(本募集にかかる)購入期間中におけるプラン参加者からの最大拠出見込額を基に、「新株予約権の行使時の払込金額の総額」を算出した(上記()-3-(注2)を参照)。

() 新株予約権の行使期間

2026年2月27日

(注) 当該行使日において、本新株予約権は全て自動的に行使される。

() 新株予約権の行使の条件

いかなる購入権も、本プランに基づく行使時に発行される普通株式が、証券法に従った有効な登録届出書の対象であり、本プランが適用される米国連邦、州及び外国の証券法、外国為替管理法並びに本プランに適用される法律全てに実質的に従っている場合を除き、一切行使することはできない。募集期間中の購入日において、普通株式が登録されていない又は本プランがそれらの法律に従っていない場合、いかなる募集の購入権も当該購入日に行使されることはなく、また購入日は、普通株式が有効な登録届出書の対象となり、本プランがそれらの法律に従ったものになるまで延期される。但し、購入日が12ヵ月を超えて延期されることはなく、いかなる場合も購入日は募集に対する募集日から27ヵ月を超えないものとする。許容される最大限の範囲まで延期された募集に基づく購入日において、普通株式が登録されておらず、また本プランがかかる法律に則っていない場合は、実施されていない募集の購入権は一切行使されず、募集期間中に積み立てられた給与控除拠出金の全額（かかる拠出金が普通株式取得に使用されている場合はその範囲まで減額される。）が、（適用法による別段の定めのない限り）参加者に対し無利息で分配されるものとする。当社は、連邦、州、外国又は本プランに対する権限を有するその他の規制委員会又は機関から、必要に応じ購入権の行使時に普通株式を発行及び売却する権限の取得に努める。商取引上の合理的な取組みを行った後、当社の法律顧問が本プランに基づく普通株式の合法的発行及び売却に必要なとみなす権限を、当社がかかる規制委員会又は機関から取得できなかった場合、当社はかかる権限を取得するまで、当該購入権の行使時に普通株式を発行及び売却できない場合の法的責任から免除される。

（ ）新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

1株当たり 0.01米ドル（1円）

（ ）新株予約権の譲渡に関する事項

本プランに基づき付与された購入権は、参加者の死亡後、遺言又は相続分配法による方法以外で参加者によって譲渡することはできず、参加者の在命中については、購入権は参加者によってのみ行使可能とする。

(3) 当該取得勧誘の相手方の人数及びその内訳

日本シノプシス合同会社の日本における適格従業員 約325名

(4) 勧誘の相手方が提出会社の子会社の取締役等である場合には、当該子会社と提出会社との間の関係

日本シノプシス合同会社（当社の日本における100%間接所有子会社）

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

条件等は、本プラン及びプラン運営者が用意した所定の登録申込書に定められるものとする。

() 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第1号に基づく報告

(1) 有価証券の種類

新株予約権証券。当該有価証券は行使価額修正条項付新株予約権付社債券等である。

(2) 新株予約権の内容等

() 発行数

393,301個(見込数。発行数は本新株予約権の目的となる当社普通株式の数と同数である。)

(注) プラン参加者は、本新株予約権を行使する購入日において、適用購入期間中に給与控除を通じて株式購入のために拠出した資金によって、購入価格((i) 募集日における1株あたり公正市場価格又は(ii) 購入日における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%(若しくは適用される募集文書により指定されるより高い割合) に相当する金額) により、当社普通株式を購入することができる。したがって、各プラン参加者が購入することのできる株式数は、同金額の決定後でなければ算出できないため、本募集時点においては、本新株予約権の目的となる株式の総数は確定しない。そこで、便宜上、適用ある購入期間における日本国外の適格従業員による最大拠出金累計見込額(本募集の対象となる日本国外の適格従業員全員がプランに参加し、かつプラン参加者全員が各購入期間あたりの最大購入限度額である10,000米ドルを拠出したと仮定した場合の金額) 203,820,000米ドル(29,859,630,000円)を、2025年7月24日のNasdaqにおける当社普通株式の終値609.68米ドル(89,318円)の85%の価格(518.23ドル(75,920円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる当社普通株式の最大見込数を算定し、これを本新株予約権の目的となる株式の見込数とした。

() 発行価格

0米ドル(0円)

() 発行価額の総額

0米ドル(0円)

() 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数

1 株式の種類

シノプシス・インク記名式額面普通株式(額面金額0.01米ドル)

(注) 本新株予約権の行使により発行される普通株式は、新規発行株式又は自己株式を使用する予定である。

(注) 株式配当、株式分割、株式併合又は対価の受領なく1つのクラスとしての発行済普通株式に影響を与えるその他の変更により、当社の発行済普通株式になんらかの変更がなされた場合、取締役会によって、() 本プランの有効期間にわたり発行可能な株式のクラス及び最大株式数、() 募集に基づき購入可能な最大株式数に対する募集における株式制限、並びに() 本プランに基づき未行使である時点での各新株予約権の対象となる普通株式のクラス及び株式数並びに1株当たり価格について、適切な調整がなされる。

2 株式の内容

配当権：優先株式に適用される優先的配当権に従うことを条件として、普通株式保有者は取締役会が随時宣言する配当を受領する権限を有するものとする。

清算権：当社の任意若しくは強制清算、解散又は企業閉鎖の場合、優先株主に分配される優先的金額を全額分配した後、普通株式の株主は、その保有する普通株式数の割合に応じて、株主に対し分配可能な当社の残存資産の全てを受領する権限を有するものとする。

償還：普通株式は償還不能である。

議決権：議決権を有する各普通株式の株主は、当社の全ての株主総会における全議案について、議決権を有するものとし、かかる総会において議決権を有する普通株式1株につき1議決権を有するものとする。

3 株式の数

本新株予約権1個当たり1株

全ての本新株予約権が行使された場合の総株式数：393,301株(見込数)

(注1) 株式配当、株式分割、株式併合又は対価の受領なく1クラスとしての発行済普通株式に影響を与えるその他の変更の事由により、当社の発行済普通株式になんらかの変更がなされた場合、取締役会によって、(i)本プランの有効期間にわたり発行可能な株式のクラス及び最大株式数、(ii)募集に基づき購入可能な最大株式数に対する募集における制限、並びに(iii)本プランに基づき行使可能な時点における各本新株予約権の対象となる普通株式のクラス及び株式数、並びに1株当たりの価格について適切な調整がなされる。

(注2) プラン参加者は、本新株予約権を行使する購入日において、適用購入期間中に給与控除を通じて株式購入のために拠出した資金によって、購入価格((i)募集日における1株あたり公正市場価格又は(ii)購入日における1株あたり公正市場価格のいずれか低い方の85%(若しくは適用される募集文書により指定されるより高い割合)に相当する金額)により、当社普通株式を購入することができる。したがって、各プラン参加者が購入することのできる株式数は、同金額の決定後でなければ算出できないため、本募集時点においては、本新株予約権の目的となる株式の総数は確定しない。そこで、便宜上、適用ある購入期間における日本国外の適格従業員による最大拠出金累計見込額(本募集の対象となる日本国外の適格従業員全員が本プランに参加し、かつプラン参加者全員が各購入期間あたりの最大購入限度額である10,000米ドルを拠出したと仮定した場合の金額) 203,820,000米ドル(29,859,630,000円)を、2025年7月24日のNasdaqにおける当社普通株式の終値609.68米ドル(89,318円)の85%の価格(518.23米ドル(75,920円))で除すことにより、本新株予約権の目的となる当社普通株式の最大見込数を算定し、これを本新株予約権の目的となる株式の見込数とした。

() 新株予約権の行使時の払込金額

本新株予約権1個当たり518.23米ドル(75,920円)(見込額)

(注) 上記の通り、購入価格は未定のため(上記()-3-(注2)を参照)、便宜上、2025年7月24日のNASDAQにおける当社普通株式の終値(609.68米ドル(89,318円))の85%の価格(518.23米ドル(75,920円))を「新株予約権の行使時の払込金額」とした。

本新株予約権の行使時の払込金額の総額：

203,820,000米ドル(29,859,630,000円)(見込額)

(注) 上記の通り、拠出額は未定のため、便宜上、(本募集にかかる)購入期間中におけるプラン参加者からの最大拠出見込額を基に、「新株予約権の行使時の払込金額の総額」を算出した(上記()-3-(注2)を参照)。

() 新株予約権の行使期間

2026年2月26日

(注) 当該行使日において、本新株予約権は全て自動的に行使される。

() 新株予約権の行使の条件

上記「(I)-(2)-()新株予約権の行使の条件」を参照のこと。

() 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格のうちの資本組入額

1株当たり 0.01米ドル(1円)

() 新株予約権の譲渡に関する事項

上記「(1)-(2)-()新株予約権の譲渡に関する事項」を参照のこと。

(3) 発行方法

当社又は当社の関連会社（日本を除く）に所属する、本プランにおける日本国外の適格従業員約20,382名への新株予約権の無償付与

(4) 引受人又は売出しを行う者の氏名又は名称

該当事項なし

(5) 募集又は売出しを行う地域

アルメニア、ベルギー、カナダ、チリ、中国、デンマーク、フィンランド、フランス、ドイツ、香港、インド、アイルランド、イスラエル、イタリア、韓国、オランダ、ポーランド、ポルトガル、ルーマニア、シンガポール、スリランカ、スウェーデン、スイス、台湾、英国、米国

(6) 新規発行による手取金の額及び使途

手取金： 203,810,000米ドル（29,858,165,000円）

（注）手取金の額は、本新株予約権の発行価額の総額と本新株予約権の行使時の払込金額の総額（203,820,000米ドル（29,859,630,000円））を合算した金額から、発行諸費用の概算額（10,000米ドル（1,465,000円））を控除した額である。

使途： 本新株予約権の行使によって得られる差引手取総額（203,810,000米ドル（29,858,165,000円））は、設備投資及び業務運営上の経費支払等の一般運転資金に充当する予定であるが、その具体的な内容や使途別の金額、支出時期については、当社の事業上の必要性に応じて決定する見込みであり、現時点では未定である。

(7) 発行年月日

2025年9月1日

(8) 当該有価証券を証券取引所に上場しようとする場合における当該証券取引所の名称

該当事項なし

(9) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に係る事項

(a) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質

上記「()-(1)-(a) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の特質」を参照のこと。

(b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由

上記「()-(1)-(b) 行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の発行により資金の調達をしようとする理由」を参照のこと。

(c) 企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第9項に規定する場合に該当する場合にあつては、同項に規定するデリバティブ取引その他の取引の内容

該当事項なし

(d) 当該行使価額修正条項付新株予約権付社債券等に表示された権利の行使に関する事項について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

上記「(1)-(2)-()新株予約権の行使の条件」を参照のこと。

(e) 提出者の株券の売買について割当予定先との間で締結する予定の取決めの内容

該当事項なし

(f) 提出者の株券の賃借に関する事項について割当予定先と提出者の特別利害関係者等との間で締結される予定の取決めがあることを知っている場合にはその内容
該当事項なし

(g) その他投資者の保護を図るため必要な事項
該当事項なし

(10) 第三者割当の場合の特記事項
該当事項なし

(11) 提出者の資本の額及び発行済株式総数

() 資本の額

普通株式及び払込剰余金：1,220,573千円ドル（178,813,945千円）（2025年4月30日現在）

() 発行済株式総数

155,146千株（2025年4月30日現在）